

令和7年（行サ）第36号 行政上告提起事件

上告人

被上告人 東京都知事

## 上告理由書

令和7年4月 日

上告人代理人

同

同

東京高等裁判所第22民事部ニイ係 御中

### 第1 本書面の趣旨

本書面では、東京高等裁判所第22民事部ニイ係が下した原判決民事訴訟法312条1項の「判決に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があること」を主張する。

### 第2 主張の内容

- 1 原判決の第3の2の(4)について、東京都監査結果でも12円の支払遅延利息金が発生していたことは明らかになっている。すでに原判決の第4準備書面で述べている通り、100円未満の金額でも地方自治法231条の基づく納入通知の義務、地方自治法235条の歳計現金の出納の義務があり、これらを行わず会計処理し、その不正会計の住民監査請求も理論に基づかず不適法とするのは、憲法29条に反し、違憲である。
- 2 さらに東京都監査結果と記載された「給付通知2」は、支払遅延利息金が本来100円以上あるものを、東京都側の虚偽報告により作出されたものであり、存

在しない。すなわち支払遅延利息金の踏み倒しのため違法な計算を報告したであり、原告の財産の侵害に他ならず、その具体的な判断を何ら行わず形式要件の府充足のみを判断した原判決の判決は憲法29条に反し違憲である。

- 3 地方自治法第2条16項においては、「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。」と規定され、同条17項には「前項の規定に違反して行つた地方公共団体の行為は、これを無効とする。」と規定されている。違法な事務については、官民間わず規制されるものであるが、東京都監査結果の虚偽報告は違法な事務処理であるはずである。

この点、原判決と第一審の判決のように「怠る事実」を公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実」に限定した場合、虚偽等の違法な監査報告の違法確認は対象外となるが、これは住民監査請求・住民訴訟制度の趣旨とは反するものである。東京都監査事務局の監査委員の行う財務会計監査は地方財務行政の適正な運営を確保する上で極めて重要であり、「第3 当裁判所の判断(1)」で述べられる「違法な不作為一般」ではなく、財務会計上の違法な行為として住民訴訟の対象とすべきであることは、上記趣旨からしても当然認められるべきである。

地方自治法242条は「違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるとき」とされており、前半部分の「違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実」以外の「違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある」場合も対象である。前半部分の「認めるとき」の違法行為について、地方自治法242条の2の3号の違法確認できないとすることは、住民監査請求制度の趣旨ではない。

この点、最高裁昭和53年3月30日第一小法廷判決では、「住民訴訟は、普通地方公共団体の執行機関又は職員による地方自治法242条1項所定の財務会計上の違法な行為又は怠る事実が究極的には当該地方公共団体の構成員である住民全体の利益を害するものであるところから、これを防止するため、地方自治の本旨に基づく住民参政の一環として、住民に対しその予防又は是正を裁判所に請求する権能を与え、もって地方財務行政の適正な運営を確保することを目的としたものであって、執行機関又は職員の財務会計上の行為又は怠る事実の適否ないしその是正の要否について地方公共団体の判断と住民の判断とが相反し対立する場合に、住民が自らの手により違法の防止又は是正をはかることができる点に、制度の本来の意義がある。」とされているとおり、前半部分の「認めるとき」は、「財務会計上の違法な行為」であり、後半部分の「認めるとき」は前半部分の「財務会計上の違法な行為」に「公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理」上の「怠る事実」を加えたと解釈すべきである。本件の「違法の防止」のための監査請求や「財務会計上の違法な行為」の確認訴訟は不適法でなく適法である。また本訴訟を「不適法」とすることは憲法32条の趣旨からも許されない。

以上